

# 高松市・香川町合併協議会

## 第4回会議資料

日 時：平成15年12月25日（木）

午後1時30分～

場 所：香川町農村環境改善センター2階大ホール

## 目 次

### ( 報 告 事 項 )

報告第 8 号	高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更 について -----	1
報告第 9 号	住民負担・サービスの現況調査の結果等について -----	4

### ( 協 議 事 項 )

協議第 1 号	合併の方式（協定項目第 1 号）について（第 3 回会議 提案：継続協議） -----	5
---------	--	---

### ( そ の 他 )

	合併に関する国の動向について -----	1 0
	高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	1 3

報告第 8 号

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

( 別紙 )

高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

高松市及び香川町は、高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書（以下「協議書」という。）第5項第2号に規定する協議会の事務に従事する職員の異動に伴い、次のとおり協議して定めたので、協議書第10項の規定に基づき、変更協議書を取り交わす。

記

協議書第5項第2号の表を次のように改める。

「

所属団体	職	氏名
高松市	企画財政部次長	林 昇
	企画財政部企画課 合併推進室長	加藤 昭彦
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐（合併推進担当）	藤川 幸彦
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	池内 保
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	杉上 厚男
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	平尾 和律
	企画財政部企画課 企画担当課長補佐兼合併推進担当	秋山 浩一
	企画財政部企画課 企画員（合併推進室）	安西 正門
	企画財政部企画課 企画員（合併推進室）	山上 龍二
	企画財政部企画課 企画員（合併推進室）	森田 大介
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	中村 郁夫
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	松崎 充宏
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	佐藤 扶司子
	企画財政部企画課 企画員兼合併推進担当	諏訪 真史

高松市	企画財政部企画課（合併推進室）	林田 競一
	企画財政部企画課（合併推進室）	黒淵 博美
香川町	総務課総括係長	澤田 敏男
香川県	政策部自治振興課副主幹	福井 隆

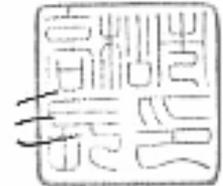
」

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月1日

高松市  
高松市長

増田 昌



香川町  
香川町長

吉本 保



報告第 9 号

住民負担・行政サービスの現況調査の結果等について

住民負担・行政サービスの現況調査の結果等について、別添説明資料「高松市・香川町の住民負担・行政サービスの現況調査結果等」のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協議第 1 号（第 3 回会議提案：継続協議）

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）について、協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

<案1>

協定項目	第1号	合併の方式について
高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。

このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、さまざまな都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と香川町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

< 案 2 >

協定項目	第 1 号	合併の方式について
香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。		

平成 年 月 日 確認

【考え方】

高松市と香川町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の香川町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

## 新設合併と編入合併の比較

項 目		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法 人 格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議 会 の 議 員	原 則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特 例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農 業 委 員 会 の 委 員	原 則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特 例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の作成		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合。

(参考2)

合併の方式(協定項目第1号)について

先進地域の事例									
先進地域(10市)の事例									
新設合併					編入合併				
新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	合併の期日	新市名	関係市町村	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	合併の期日
宗像市	宗像市	81,588	76.82	15年4月1日	新潟市	新潟市	501,413	205.94	13年1月1日
	玄海町	9,559	34.68			黒埼町	25,893	25.97	
静岡市	静岡市	469,695	1146.19	15年4月1日	つくば市	つくば市	165,978	259.59	14年11月1日
	清水市	236,818	227.66			荃崎町	25,836	24.48	
周南市	徳山市	104,672	339.87	15年4月21日	福山市	福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	新南陽市	32,153	64.21			新市町	21,695	53.10	
	熊毛町	16,038	70.50			福山市	378,789	364.51	15年2月3日
	鹿野町	4,520	181.46			内海町	3,431	12.67	
千曲市	更埴市	39,402	78.99	15年9月1日	呉市	呉市	203,159	147.37	15年4月1日
	戸倉町	18,326	25.23			下蒲刈町	2,223	8.71	
	上山田町	6,821	15.62		新居浜市	新居浜市	125,537	161.30	15年4月1日
五島市	福江市	27,662	158.12	別子山村		277	73.00		
	富江町	6,399	49.44	人口は、平成12年国勢調査のデータ 新市の事務所の位置は、次のとおり。 新設合併：宗像市(宗像市)、静岡市(静岡市)、周南市(徳山市)、 千曲市(更埴市)、五島市(福江市) 編入合併：編入する市の事務所の位置					
	岐宿町	4,310	85.27						
	三井楽町	4,010	33.77						
	玉之浦町	2,197	68.36						
奈留町	3,955	25.26	16年8月1日 (告示： 15年8月1日)						
概 要									
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、新市の名称・議会の議員・農業委員会の委員・特別職の職員・条例規則等の取扱いが違って来る最も基本的な事項である。建設計画の区域も、新設合併の場合は全域を、編入合併の場合は少なくとも編入される市町村の区域を対象とするなど、違いがある。									

#### 4 その他

(1) 合併に関する国の動向について

(第27次地方制度調査会)

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」について

##### 1 平成17年4月以降の合併推進について

(1) 平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進。

合併特例債など、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。

合併に関する障害を除去するための特例は、引き続き残す。

(例) 普通交付税の合併算定替え、地方税の不均一課税、議員の在任特例など

(2) 平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したときは、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講じる。

(3) 都道府県が市町村合併に関する構想を策定。合併に関するあっせん、勧告を実施。

構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお、合併を行うことが期待される市町村を対象。

- ・生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併
  - ・指定都市、中核市、特例市等を目指す合併
  - ・小規模な市町村に係る合併
- 等

構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安。

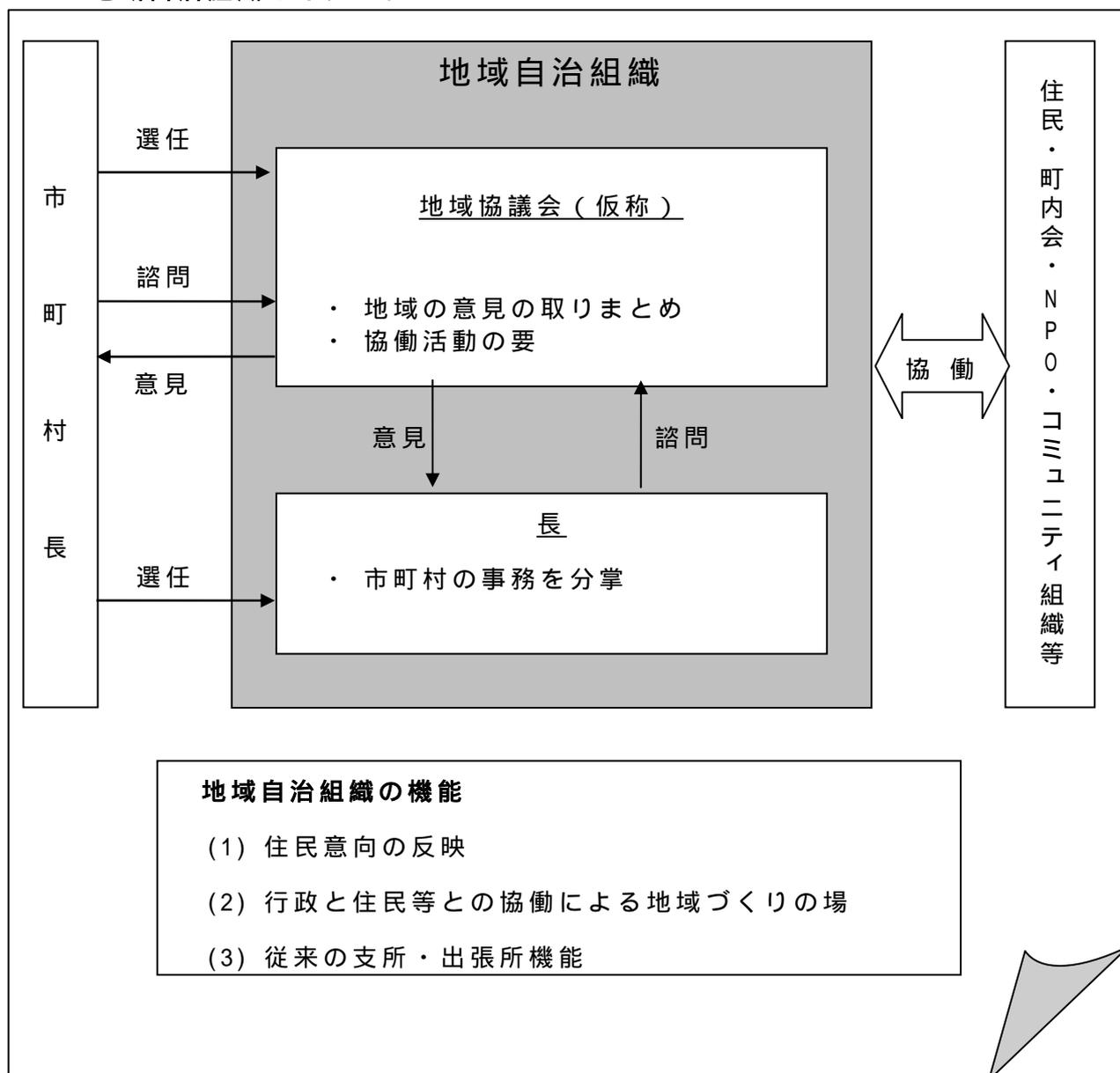
ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮。

## 2 地域自治組織について

### (1) 基本的考え方

市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置することができることとすべき。

### 地域自治組織のイメージ



## (2) 制度のポイント

必要と考える市町村が任意に設置できる制度（一般制度）として導入。合併市町村に限り、法人格を有するタイプ（特別地方公共団体）を、旧市町村単位に、合併後一定期間、設けることができる制度とする。

区域、名称、分掌事務の範囲などは、自主性を尊重。

公職選挙法による選挙は、導入しない。

- ・ 長は、市町村長が選任
- ・ 地域協議会（仮称）の構成員

### 【一般制度】

市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体など地域の多様な団体からの推薦や公募に基づき選任。

### 【特別地方公共団体（法人格を有するタイプ）】

合併協議で選出方法を決める。（公職選挙法によらない選挙、公募などを想定）

地域協議会の構成員は、原則として無報酬。

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第5回会議

(ア) 日時 平成16年2月中旬

(イ) 場所 高松市内